

令和 8 年度文化芸術企画提案型委託事業

「アートに触れようプロジェクト」

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度文化芸術企画提案型委託事業「アートに触れようプロジェクト」業務委託

2 委託場所

・ふじみ野ステラ・イースト多目的棟

(ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号)

・ふじみ野ステラ・ウェスト 諸室

(ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号)

・その他市内の公共施設など

3 業務概要

ふじみ野市を拠点に活動するアーティストが、自らアート系ワークショップを企画・実施することで、市民が身近な地域で気軽にアートに親しむ機会とし、多様な市民が交流できる

体験型、参加型のアート事業を通し、地域の活性化や賑わいを創り出す事業を実施するものとする。

4 対象事業

事業の対象範囲は、文化芸術基本法（平成２９年法律第７３号）第８条から第１４条までに規定する文化芸術事業及び活動とし、（１）～（３）の内容を加味した事業とする。

分野	内容
芸術の振興	文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、ダンス、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等
文化財等	有形、無形の文化財、その保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能等

- （１）体験型、参加型のワークショップを開催する。
- （２）子どもから高齢者、障がいのある方、外国籍市民など多様な市民が交流できる事業とする。
- （３）地域に根差した特色ある事業及び創造的で発信力のある事業とする。

5 対象とならない事業

- (1) 特定の政党や宗教に関する事業
- (2) 営利を目的とした商業的な色彩の濃い事業
- (3) 学校行事や工作教室等の発表会に類する事業
- (4) 特定の団体による特定の会員のみを対象とした事業
- (5) 個人が自身のために実施する事業
- (6) ふじみ野市等から他の補助金、負担金を受けている事業

6 契約期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

7 開催期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

※開催日は、多くの市民が来場しやすい休日・祝日などが望ましい。

8 業務内容

- (1) 実施業務
 - ①事業にかかる企画立案、制作に関すること
 - ②講師等の交渉、連絡調整に関すること

- ③参加者への連絡調整に関すること
- ④事業当日の進行に関すること
- ⑤広報等の文案の作成に関すること
- ⑥事業周知に必要なチラシ等の印刷作成
- ⑦集客に関すること
- ⑧アンケートの実施（集計含む）に関すること

（２）管理運営業務

- ①ワークショップの申し込み、対応に関すること
- ②事業の進行管理に関すること
- ③事業の記録（実施内容がわかる写真等）に関すること
- ④著作権使用に関すること
- ⑤委託者との連絡調整に関すること

９ 収入・経費について

- （１）本業務に係る一切の経費は受託者の負担とする。
- （２）参加費または入場料を徴収し、事業内容の拡充を図ること。（参加費・入場料は受託者の収入とする。）
- （３）事業の準備期間における事務手数料や事務委託費（申込対応や記録、報告書等作成業務などに係る人件費）については委託料の対象外とする。（当該業務に係る費用は委託料以外の収入にて賄うこと。）
- （４）講師・出演者謝礼は１人１５，０００円を原則とし、積算すること。
- （５）契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定するため、企画提案書の提示する金額と必ず一致するものではない。

１０ 発注者が行う業務

- （１）開催当日、事前準備にかかる施設の先行予約（備品含む）
- （２）市報及び市ホームページ、ふじみ野ステラ・イーストならびにふじみ野ステラ・ウェストホームページ及び SNS への事業情報の掲載（発注者が指定する期日までにデータを揃えて提出すること）
- （３）市内小・中学校及び公共施設への、実施者が作成したチラシ・ポスターの配布

1 1 委託業務関係書類の提出

- (1) 発注者が指定する委託業務関係書類の提出
- (2) 事業報告書（実施日時、出演者、ワークショップの実施概要、収支決算書、記録(写真)等を添付）。

提出期限 事業実施日の翌日から起算して30日以内

※様式有、契約書類一式として渡します。

1 2 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものは発注者の指示に従うものとする。
- (2) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (3) 本業務において受託者が知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する特記仕様書に従うこと。